

(別添)「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」の一部改正

改正後	現行
平成 20 年 3 月 28 日 19 文科初第 1403 号 社援発第 0328004 号	平成 20 年 3 月 28 日 19 文科初第 1403 号 社援発第 0328004 号
〔第 1 次改正〕 平成 23 年 11 月 29 日 23 文科初第 1244 号 社援発 1129 第 6 号	〔第 1 次改正〕 平成 23 年 11 月 29 日 23 文科初第 1244 号 社援発 1129 第 6 号
〔第 2 次改正〕 平成 25 年 6 月 26 日 25 文科初第 431 号 社援発 0626 第 10 号	〔第 2 次改正〕 平成 25 年 6 月 26 日 25 文科初第 431 号 社援発 0626 第 10 号
〔第 3 次改正〕 平成 27 年 2 月 17 日 26 文科初第 1224 号 社援発 0217 第 43 号	〔第 3 次改正〕 平成 27 年 2 月 17 日 26 文科初第 1224 号 社援発 0217 第 43 号
〔第 4 次改正〕 平成 28 年 4 月 1 日 28 文科初第 52 号 社援発 0401 第 43 号	〔第 4 次改正〕 平成 28 年 4 月 1 日 28 文科初第 52 号 社援発 0401 第 43 号
〔第 5 次改正〕 平成 29 年 3 月 30 日 28 文科初第 1716 号 社援発 0330 第 25 号	〔第 5 次改正〕 平成 29 年 3 月 30 日 28 文科初第 1716 号 社援発 0330 第 25 号
〔第 6 次改正〕 <u>平成 30 年 8 月 7 日</u> <u>30 文科初第 591 号</u> <u>社援発 0807 第 4 号</u>	
都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長	都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長

<p>中核市市長 都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 殿 附属高等学校を置く各国立大学法人の学長 関係団体の長 地方厚生（支）局長 各構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長</p> <p style="text-align: center;">文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学・厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」を定め、福祉系高等学校等の指定に際しては、学校指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととしましたので参考までに通知します。</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 教育に関する事項 （1） （略） （2）学校指定規則別表第5に定める各科目は、別表1に定める求められる介護福祉士像、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえて教授すること。この場合、当該各科目には、教育に含むべき事項が全て含まれていること。また、授業を行う際には、当該授業を行う科目に含まれる教育に含むべき事項に係る留意点を含んだ内容とすること。 （3）～（6） （略）</p>	<p>中核市市長 都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 殿 附属高等学校を置く各国立大学法人の学長 関係団体の長 地方厚生（支）局長 各構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長</p> <p style="text-align: center;">文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学・厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」を定め、福祉系高等学校等の指定に際しては、学校指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととしましたので参考までに通知します。</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 教育に関する事項 （1） （略） （2）学校指定規則別表第5に定める各科目は、別表1に定める資格取得時の介護福祉士養成の目標、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえて教授すること。この場合、当該各科目には、教育に含むべき事項が全て含まれていること。 （3）～（6） （略）</p>
---	--

8 実習に関する事項

(1) 学校指定規則第5条第14号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得することに重点を置いた内容とすること。

(2)・(3) (略)

(4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。介護実習Ⅱを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、教育に含むべき事項を全て体験・学習できるように配慮すること。

(5)～(12) (略)

8の2～11 (略)

12 経過措置に関する事項

(1)～(4) (略)

(5)「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について（平成30年8月7日付け30文科初第591号・社援発0807第4号本職通知）の修業年限に応じた適用日の前日において現に存する福祉系高等学校等のうち当該適用日から入学する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出を行う福祉系高等学校等にあつては、原則、当該適用日の6か月前までに変更の届出を行うこと。

13 (略)

別表1

求められる介護福祉士像

- 1 尊厳と自立を支えるケアを実践する
- 2 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
- 3 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
- 4 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
- 5 QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
- 6 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる

8 実習に関する事項

(1) 学校指定規則第5条第14号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とすること。

(2)・(3) (略)

(4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。

(5)～(12) (略)

8の2～11 (略)

12 経過措置に関する事項

(1)～(4) (略)

13 (略)

別表1

資格取得時の介護福祉士養成の目標

- 1 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。
- 2 あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
- 3 介護実践の根拠を理解する。
- 4 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
- 5 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチ

<p>7 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する</p> <p>8 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる</p> <p>9 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる</p> <p>10 介護職の中で中核的な役割を担う</p> <p>士</p> <p>高い倫理性の保持</p>				<p>チームアプローチの必要性を理解できる。</p> <p>6 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。</p> <p>7 他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。</p> <p>8 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。</p> <p>9 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。</p> <p>10 的確な記録・記述の方法を身につける。</p> <p>11 人権擁護の視点、職業倫理を身につける。</p>			
領域	領域の目的			領域	領域の目的		
人間と社会	<p>1 福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。</p> <p>2 人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。</p> <p>3 対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。</p> <p>4 介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。</p> <p>5 介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。</p>			人間と社会	<p>1 介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。</p> <p>2 利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>3 アカウンタビリティ(説明責任)や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。</p> <p>4 介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。</p>		
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	
社会福祉基礎	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習とする。	① 人間の尊厳と人権・福祉理念 ② 自立の概念	① 人権思想・福祉理念の歴史の変遷を理解し、人間の尊厳・人権尊重及び権利擁護の考え方を養う内容とする。 ② 人間にとっての自立の意味と、本人主体の観点から、尊厳の保持や自己決定の考え方を理解する内容とする。	社会福祉基礎	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	① 人間の尊厳と自立 ② 介護における尊厳の保持・自立支援	
	(1) 対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得す	① 人間関係の形成とコミュニケーションの基礎	① 人間関係を形成するために必要な心理学的支援を踏まえたコミュニケーションの意義や機能を理解する内容とする。		介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学	① 人間関係の形成 ② コミュニケーションの基礎	

	<p>る学習とする。 <u>(2) 介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。</u></p>	<p><u>② チームマネジメント</u></p>	<p><u>② 介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用等の人材管理、それに必要なリーダーシップ・フォロワーシップ等、チーム運営の基本を理解する内容とする。</u></p>			<p>習とする。</p>		
	<p><u>(1) 個人や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係を体系的に捉える学習とする。</u> <u>(2) 対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。</u> <u>(3) 日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。</u> <u>(4) 高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。</u></p>	<p><u>① 社会と生活のしくみ</u> <u>② 地域共生社会の実現に向けた制度や施策</u> <u>③ 社会保障制度</u> <u>④ 高齢者福祉と介護保険制度</u> <u>⑤ 障害者福祉と障害者保健福祉制度</u> <u>⑥ 介護実践に関連する諸制度</u></p>	<p><u>① 個人・家族・地域・社会のしくみと、地域における生活の構造について学び、生活と社会の関わりや自助・互助・共助・公助の展開について理解する内容とする。</u> <u>② 地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実現のための制度・施策を理解する内容とする。</u> <u>③ 社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解するとともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。</u> <u>④ 高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。</u> <u>⑤ 障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。</u> <u>⑥ 人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連する制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。</u></p>			<p><u>① 個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。</u> <u>② わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。</u> <u>③ 介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的な知識を習得する学習とする。</u> <u>④ 介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的な知識を習得する学習とする。</u></p>	<p><u>① 生活と福祉</u> <u>② 社会保障制度</u> <u>③ 介護保険制度</u> <u>④ 障害者自立支援制度</u> <u>⑤ 介護実践に関連する諸制度</u></p>	
人間と社会に関する選択科	<p>以下の内容のうちから福祉系高等学校等ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。 ① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物基礎、</p>			人間と社会に関する選択科	<p>以下の内容のうちから福祉系高等学校等ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。</p>			

	目(教科: 公民、数学、理科、家庭)	生物) ② 社会生活における数学の活用と数学的・論理的思考の学習(科目例: 数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B) ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習(科目例: 家庭基礎、家庭総合) ④ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習(科目例: 現代社会、倫理、政治・経済) ⑤ <u>様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や、国際的な視野を養う学習(科目例: 公共)</u> ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習(科目例: 生活と福祉)		目(教科: 公民、数学、理科、家庭)	① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習(科目例: 生物基礎、生物) ② <u>数学と人間のかかわり</u> や社会生活における数学の活用と数学的・論理的思考の学習(科目例: 数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、 <u>数学応用</u>) ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習(科目例: 家庭基礎、家庭総合、 <u>生活デザイン</u>) ④ <u>組織体のあり方、対人関係のあり方、(リーダーとなった場合の)人材育成のあり方についての学習</u> ⑤ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習(科目例: 現代社会、倫理、政治・経済) ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習(科目例: 生活と福祉)	
介護	領域の目的		介護	領域の目的		
	1 <u>介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。</u> 2 <u>介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。</u> 3 <u>本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。</u> 4 <u>対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。</u> 5 <u>介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。</u> 6 <u>各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。</u>			1 <u>介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。</u> 2 <u>自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。</u> 3 <u>利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。</u> 4 <u>多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。</u> 5 <u>リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。</u>		
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
介護福祉基礎	<u>介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしぐみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。</u>	① 介護福祉の基本となる理念 ② 介護福祉士の役割と機能 ③ 介護福祉士の倫理 ④ 自立に向けた介護	① <u>複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。</u> ② <u>地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災</u>	介護福祉基礎	<u>「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。</u>	① 介護福祉士を取り巻く状況 ② 介護福祉士の役割と機能を支えるしぐみ ③ <u>尊厳を支える介護</u> ④ 自立に向

			<p>⑤ 介護を必要とする人の理解</p> <p>⑥ 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ</p> <p>⑦ 協働する多職種役割と機能</p> <p>⑧ 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>⑨ 介護従事者の安全</p>	<p>害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。</p> <p>③ 介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。</p> <p>④ ICFの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の生活の個性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。</p> <p>⑥ 介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。</p> <p>⑦ 多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。</p> <p>⑧ 介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。</p> <p>⑨ 介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。</p>				<p>けた介護</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の理解</p> <p>⑥ 介護サービス</p> <p>⑦ 介護実践における連携</p> <p>⑧ 介護従事者の倫理</p> <p>⑨ 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>⑩ 介護従事者の安全</p>	
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>コミュニケーション技術</p>	<p>対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。</p>	<p>① 介護を必要とする人とのコミュニケーション ② 介護における家族とのコミュニケーション ③ 障害の特性に応じたコミュニケーション ④ 介護におけるチームのコミュニケーション</p>	<p>① 本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意志決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ② 家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③ 障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④ 情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。</p>		<p>コミュニケーション技術</p>	<p>介護を必要とする者の理解や援助的關係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。</p>	<p>① 介護におけるコミュニケーションの基本 ② 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③ 介護におけるチームのコミュニケーション</p>	
	<p>生活支援技術（医療的ケアを含む。）</p>	<p>尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。併せて、医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。</p>	<p>① 生活支援の理解 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた移動の介護 ④ 自立に向けた身じたくの介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護</p>	<p>① ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ② 住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦ 対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧ 生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自</p>		<p>生活支援技術（医療的ケアを含む。）</p>	<p>尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。併せて、医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。</p>	<p>① 生活支援 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた身じたくの介護 ④ 自立に向けた移動の介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向</p>	

			<p>⑧ 自立に向けた家事の介護</p> <p>⑨ 休息・睡眠の介護</p> <p>⑩ 人生の最終段階における介護</p> <p>⑪ 福祉用具の意義と活用</p> <p>⑫ 医療的ケア実施の基礎</p> <p>⑬ 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）</p> <p>⑭ 経管栄養（基礎的知識・実施手順）</p> <p>⑮ 演習</p>	<p>立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。</p> <p>⑨ 健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。</p> <p>⑩ 人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。</p> <p>⑪ 介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。</p> <p>⑫ 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>⑬ 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。</p> <p>⑭ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。</p> <p>⑮ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習</p>				<p>けた家事の介護</p> <p>⑨ 自立に向けた睡眠の介護</p> <p>⑩ 終末期の介護</p> <p>⑪ 医療的ケア実施の基礎</p> <p>⑫ 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）</p> <p>⑬ 経管栄養（基礎的知識・実施手順）</p> <p>⑭ 演習</p>
--	--	--	---	---	--	--	--	---

	介護過程	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	① 介護過程の意義と基礎的理解 ② 介護過程とチームアプローチ ③ 介護過程の展開の理解	得する内容とする。 ① 介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ② 介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③ 個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。		介護過程	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	① 介護過程の意義 ② 介護過程の展開 ③ 介護過程の実践的展開 ④ 介護過程とチームアプローチ
	介護総合演習	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	① 知識と技術の統合 ② 介護実践の科学的探求	① ・ 実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・ 実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ② 質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。		介護総合演習	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が福祉系高等学校等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	
	介護実習	(1) 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習	① 介護過程の実践的展開 ② 多職種協働の実践 ③ 地域にお	① 介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ② 多職種との協働の中で、		介護実習	① 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉	

		得するための学習とする。 <u>(2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。</u>	ける生活支援の実践	介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 <u>③ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。</u>			<u>士の役割について理解する学習とする。</u> <u>② 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。</u>	
こころからの学び	領域の目的				こころからの学び	領域の目的		
	<u>1 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。</u> <u>2 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。</u> <u>3 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。</u>					<u>1 介護実践に必要な知識という観点から、からだのしくみについての知識を養う。</u> <u>2 増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。</u>		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点		教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
こころからの理解	<u>介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。</u>	① <u>こころからのしくみ</u> <u>ア ころのしくみの理解</u> <u>イ からのしくみの理解</u> ② <u>こころからのしくみ</u> <u>ア 移動に関連したこころからのしくみ</u> <u>イ 身じたくに関連したこころ</u>	① <u>介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。</u> ② <u>ア～カ 生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころからのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。</u> ② <u>キ 人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。</u>					

			<p>ろとからだのしくみ</p> <p>ウ 食事に 関連した ことと からだの しくみ</p> <p>エ 入浴・ 清潔保持 に関連し たことと からだの しくみ</p> <p>オ 排泄に 関連した ことと からだの しくみ</p> <p>カ 休息・ 睡眠に関 連したこ ととから だのし くみ</p> <p>キ 人生の 最終段階 のケアに 関連した ことと からだの しくみ</p>	る。				
		<p>人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 人間の成長と発達の基礎的理解</p> <p>② 老化に伴うこととからだの変化と生活</p>	<p>① 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。</p> <p>② 老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と</p>		<p>発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 人間の成長と発達の基礎的理解</p> <p>② 老年期の発達と成熟</p> <p>③ 老化に伴うこととからだの変化と日常生活</p> <p>④ 高齢者と健康</p>	

				生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。				
	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤ 認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。 		認知症に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎 ③ 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援 		
	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③ 障害のある人のライフ 		障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的側面の基礎的な知識 ③ 連携と協働 ④ 家族への支援 		

								⑧ 睡眠に関 連したこ ろとからだ のしくみ ⑨ 死にゆく 人のこころ とからだの しくみ	
(注) (略)					(注) (略)				
(以下 略)					(以下 略)				